

議案第68号

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 船員作業手当

第53条を次のように改める。

（船員作業手当）

第53条 船員作業手当は、職員が、航海中の船舶において行う業務で知事が人事委員会と協議して定めるものに従事したときに支給する。

2 船員作業手当の額は、業務に従事した日1日につき、1,580円以内とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

人事院規則の改正に準じ、航海中の船舶において行う業務に従事した職員に特殊勤務手当を支給するため、所要の改正をしようとするものである。